



浅野川流域の河川改修に関する

要 望 書

日頃から、浅野川の維持改修に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

浅野川の災害を未然に防止し、良好な環境を守るため、昨年5月、流域の13町会連合会と2土地改良区で「浅野川の環境を守る会」を設立しました。

本会では、浅野川流域の現状認識を深めるため、去る10月5日、別紙のとおり研修視察会を実施しました。その結果、災害の発生につながるものが危惧される個所がありましたことから、早急に対策を講じてくださるよう下記のとおり要望いたします。

記

一、セツ屋橋～せせらぎ橋～北寺橋間 草刈り及び浚渫について

浅野川中流域に当たる同区間で主に川が蛇行している個所等において、土砂が堆積して中州を形成したり、護岸沿いに土砂が堆積した箇所には葦などの草が繁茂するなどして川の流れを阻害している個所が多数みられる。

奉仕作業として草刈りを実施している区間もあるが、川沿いの町会単位での部分的対応である。また町会の構成も高齢化しているため安全上の問題も孕んでいることから河川内の草刈り及び浚渫を実施していただきたい。

一、北袋町地内崩落個所の護岸対策について

平成20年7月28日の浅野川水害で崩落した個所について、昨年度要望書を提出したが、未だ対策は講じられていない。新たな崩落も見られ、梅雨期や雪融け時には、大規模ながけ崩れの発生が懸念され、民家に近づいている。災害発生時には下流へも深刻な影響を及ぼすことが予想されるため、土砂崩れ防止対策工事を早急を実施していただきたい。

一、芝原町上流域 浅野川および医王山川の草刈り及び浚渫について

浅野川水害以降浚渫を実施し改修を完了されている区間ではあるが、8年の歳月を経て再び河川内に土砂が堆積し、アカシアや合歡の木、葦や茅などの草がかなり繁茂しており、大雨の際は川の流れを阻害することが懸念される。

人力では対応できない状況であることから、早急に対応を講じていただきたい。

平成28年11月25日

石川県県央土木総合事務所
所長 東 靖博 様

浅野川の環境を守る会
会長 板谷 睦卓

平成 28 年 12 月 26 日

浅野川の環境を守る会 会長 板谷 睦卓 様

日頃より本県の土木行政にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。
平成 28 年 11 月 25 日に頂きました「浅野川流域の河川改修に関する要望書」に対しまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. セツ屋橋～せせらぎ橋～北寺橋間の草刈り及び浚渫について

この区間については、平成 24 年度及び平成 26 年度に堆積土砂除去の工事を実施しております。

今後もパトロールにより状況を把握し、必要な個所の堆積土砂除去や伐採等を実施するなど、適切な維持管理に努めてまいります。

なお、上記区間右岸側において、遊歩道整備として高水敷を一部舗装し、草刈面積を少しでも減らす取組みもしております。

2. 北袋町地内崩落箇所の護岸対策について

河川事業として対応できる対策としまして、平成 24 年度に根固ブロックを使用した護岸工を施工し、これ以上侵食・洗掘が進まないように対策しております。なお、下流側の新たな崩落については、ただちに現地を確認した結果、河川区域の上である護岸上部からのものと思われまます。

ご指摘の土砂崩れ防止対策に関しては、護岸上部の河川区域外であり、河川事業での対応は難しく、金沢市とも協議しましたが、民地斜面のがけ地対策と想定されることから、個人負担が発生するとのことですので、金沢市から早急に連絡を差し上げることとなっております。

3. 芝原町上流域 浅野川および医王山川の草刈り及び浚渫について

医王山川については、現在、堆積土砂除去の予算要求しているところであり、浅野川についても今後パトロールにより状況を把握し、必要な個所の堆積土砂除去や伐採等を実施するなど、適切な維持管理に努めてまいります。

石川県県央土木総合事務所